

## ドライビングシュミレーター 利用規約

### ○第1条 規約の適用

本規約は、フィアスレーシング(以下当社)が管理運営する、ドライビングシュミレーター(以下施設)における利用方法について定めたものです。本規約は、施設を利用する全ての施設会員(以下会員)に適用されます。

### ○第2条 施設の利用目的

本施設は、サーキット走行愛好者はもとより、サーキット走行未経験者など、より多くの人にサーキット走行を楽しんでもらえるように、安全な練習を行うことを目的とします。

### ○第3条 会員

施設の利用は会員制とします。但し特例として、他団体の責任のもと開催される単発の体験イベントや行事を当施設で行うときは、その参加者は会員登録を行わずに施設を利用する事ができます。(1日貸切に関してはお問い合わせください。)

会員の条件は、第2条に掲げた目的、サーキット走行の危険性と自己責任の原則を理解でき、本規約、ならびに施設の約束事を遵守し、賛同できる健康な方とします。

会員登録には、**当社が用意する誓約書に署名**しなければなりません。

当社は、会員から取得した誓約書記入の個人情報についてその保護に努め、取得した個人情報は緊急時の連絡用のみに使用します。

会員登録が済んだ新規会員に対しては、**会員証を交付**します。**会員は、施設を利用する際には会員証を提示**しなければなりません。また、会員証の貸与・譲渡はできません。

**18歳未満の会員登録は、本人とその親権者が連署した上、申し込むものとします。**

**この場合、親権者は自ら会員となった場合と同様に、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。**

**中学生以下の生徒、児童、幼児が当施設を利用する場合、保護者が常に付き添うことを原則として利用を認めます。**

次のいずれかに該当する場合、会員登録はできません。

- ・本規約上問題がある場合。
- ・登録時に話を聞いて辞退した場合。
- ・登録時にスタッフの話を聞かない場合。
- ・他の利用者に著しく迷惑をかけるおそれがあると認められたとき。
- ・安全に施設の利用ができないと認められたとき。
- ・施設設備等を損傷するおそれがあると認められたとき。
- ・医師に運動を禁止されている人。
- ・酔っ払い、酒気帯び、その他、従業員の判断で不適切と判断した場合。

### ○第4条 施設の利用

会員は、本規約、並ならびに施設の約束事に従って施設を利用しなければなりません。

施設利用の際は、本規約に同意して必要事項の記載を行ってください。

**ゴミはすべて持ち帰りを原則とします。**

次のいずれかに該当する場合、施設の利用はできません。また、利用中であっても退去を命じる場合があります。

- ・本規約に同意できない場合。
- ・本規約上問題がある場合。
- ・他の利用者に著しく迷惑をかけるおそれがあると認められたとき。
- ・安全に施設の利用ができないと認められたとき。
- ・施設、設備等を損傷するおそれがあると認められたとき。
- ・医師に運動を禁止されている人。
- ・酔っ払い、酒気帯び、その他、従業員の判断で不適切と判断した場合。

### ○第5条 利用料金

施設を利用するときは、決められた利用料を収めなければなりません。

**会員費3000円(税別)と時間に応じたシュミレーター利用料**

**会員費はいかなる理由があっても返金には応じられません。**

### ○第6条 新規会員登録

新規にて初回会員登録を行う際のみ初回登録費用として、**登録料6000円(税別)**を収めていただきます。

登録料には

- ・会員登録費(3000円・税別)
- ・各種利用説明
- ・車両への個別設定
- ・初回30分の走行料金

上記が含まれます。

**新規会員登録費は、いかなる理由があっても返金には応じられません。**

### ○第7条 ドライビングシュミレート

施設を壊すことなく、利用しなくてはなりません。

### ○第8条 施設の利用停止

次のようなとき、施設の利用ができない事があります。また、**シュミレーターを利用中にも突発的な不具合・事由により利用が出来なくなることがあります。**その際は利用料の返金は出来ません。

- ・シュミレーターが補修または調整中となった場合。
- ・行事開催のとき、または当社が他団体の主催する行事に協力して施設を使用するとき。
- ・当施設が企画し実施する諸活動を行うとき。
- ・気象災害、その他不測の事態が起きたとき。

### ○第9条 近隣への配慮

大声・奇声や鳴り物の使用など、近隣の方に迷惑となる行為はお断りします。

扉の開け閉め等、音が出ることには配慮して下さい。

**施設内は全面禁煙**となります。

その他、ご近所の迷惑となるような行為は厳禁です。

### ○第10条 禁止行為

**プレイされるドライバー以外の付き添いの方は、シュミレーター等、機器一式には触れないで下さい。**

其れによる、機器の破損・不具合等が生じた場合、

プレイしている会員は修理代金・調整費用等の賠償責任を果たさなければなりません。

### ○第11条 会員登録の取り消し

当社代表者は、次の各項の一つにあたる場合、会員資格の停止又は、取り消しを行うことができます。

- ・本規約・諸規約に違反したとき。
- ・会員としての名誉を傷つけたり秩序を乱したとき。
- ・施設の器物を故意又は過失により破損したとき。
- ・その他当施設の会員として不適当と認められたとき。

### ○第12条 緊急時

火災や地震などの災害発生時は、当社従業員の指示に従って安全に避難してください。

会員は、脱出経路、消火器の添え付け位置を把握しておいてください。

大怪我や重大事故が発生した場合、必ず当社従業員の指示のもとに行動してください。

但し、軽微な怪我や事故の場合はこの限りではありません。

### ○第13条 事故・怪我、その他損害

当施設は、会員に対して施設の提供を目的としており、当施設内で発生した事故・怪我について、当社、ならびに当社従業員はその責任を一切負わないものとします。施設内で発生した盗難・傷害その他事故について当施設は一切の責任を負いません。又、会員は自己の責任に帰すべき原因により、当施設または第三者に損害を与えた場合速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。また、**施設を破損、損壊、不具合を発生させた場合、本人にその自覚が有る、無いに関わらず正常な状態に復帰させる必要な費用を全額負担することに同意するものとします。**

### ○第14条 変更

当社は、必要に応じ本規約内容の改正及び本規約に定めない事項を定めることができるものとします。

### ○第15条 施行期日

平成27年 2月14日より、本規約を発行します。

## 誓約書

フィアスレーシング様 下記の署名を持って、上記利用規約を理解し同意したことを誓約致します。

平成 年 月 日

住所

氏名

印 会員ナンバー

保護者

印 (利用者が18歳未満の場合)